

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 譲渡所得関係の措置法通達の改正趣旨を公表

**Q** : 譲渡所得関係の措置法通達の改正の趣旨が公表されたそうですが、内容を教えてください。

**A** : 昨年9月に発出された株式譲渡関係の改正通達の趣旨が平易に説明されています。

### 【解説】

国税庁はこのほど、譲渡所得関係の措置法取扱い通達の主な改正事項について、改正の趣旨をとりまとめた情報を公表しました。

これは、昨年9月に発出された「『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』等の一部改正について」とする法令解釈通達の改正に関するもので、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、企業再編税制の創設に伴う合併・分割等の場合における収入金額とみなす金額の計算の取扱いや、昨年10月から実施されている長期所有上場株式等を譲渡した場合の100万円特別控除制度等に対応したものとなっています。

例えば、100万円特別控除制度の創設に関して、所有期間が1年を超えるかどうかの判定については、株式の引渡しがあった日から判定するものとし、納税者が契約効力発生日（約定日）を取得日として選択した場合はこれも認められることとしたほか、譲渡の日についても、原則として引渡しのあった日によるものの、納税者の選択によって約定日とすることも認められる旨が留意的に示されています。

